

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年6月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第31号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条地球環境政策部の款環境指導課の項第1号中「並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務（引取業及びフロン類回収業に関するものに限る。）」を削り、同条事業部の款廃棄物指導課の項第6号中「(解体業及び破碎業に関するものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)